別表第2

		建築物衛生法						水道法施行規則									小規模専用水道			
		水道		地下水				15条1項3号イ	15条1項3号ロ	15条1項3号ハ	15条1項3号ニ（※4）同項4号ロ（※5）	15条1項4号イ								
		6か月 ※1	6月1日～9月30日	給水開始	6か月 ※1	6月1日～9月30日	3年	1か月 ※2	1か月	3か月 ※3	3か月	省略可 ※6	※7	※8	※9	給水開始	6か月	6か月		
1	一般細菌	○		○	○			○								○	○	○	一般細菌	1
2	大腸菌	○		○	○			○								○	○	○	大腸菌	2
3	カドミウム			○						○		○				○	○		カドミウム	3
4	水銀			○						○		○				○	○		水銀	4
5	セレン			○						○		○				○	○		セレン	5
6	鉛	△		○	△					○			○			○	○		鉛	6
7	ヒ素			○						○		○				○	○		ヒ素	7
8	六価クロム			○						○			○			○	○		六価クロム	8
9	亜硝酸態窒素	○		○	○					○						○	○		亜硝酸態窒素	9
10	シアン		○	○		○				◎						○	○		シアン	10
11	硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	○		○	○					○						○	○		硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	11
12	フッ素			○						○		○				○	○		フッ素	12
13	ホウ素			○						○		○				○	○		ホウ素	13
14	四塩化炭素			○			○			○				○		○	○		四塩化炭素	14
15	1．4－ジオキサン			○						○				○		○	○		1．4－ジオキサン	15
16	シス－1．2－ジクロロエチレン及びトランス－1．2－ジクロロエチレン			○			○			○				○		○	○		シス－1．2－ジクロロエチレン及びトランス－1．2－ジクロロエチレン	16
17	ジクロロメタン			○			○			○				○		○	○		ジクロロメタン	17
18	テトラクロロエチレン			○			○			○				○		○	○		テトラクロロエチレン	18
19	トリクロロエチレン			○			○			○				○		○	○		トリクロロエチレン	19
20	PFOS及びPFOA			○						○	○					○	○		PFOS 及び PFOA	20
21	ベンゼン			○			○			○				○		○	○		ベンゼン	21
22	塩素酸		○	○		○				◎						○	○		塩素酸	22
23	クロロ酢酸		○	○		○				◎						○	○		クロロ酢酸	23
24	クロロホルム		○	○		○				◎						○	○		クロロホルム	24
25	ジクロロ酢酸		○	○		○				◎						○	○		ジクロロ酢酸	25
26	ジブロモクロロメタン		○	○		○				◎						○	○		ジクロロクロロメタン	26
27	臭素酸		○	○		○				◎		○				○	○		臭素酸	27
28	総トリハロメタン		○	○		○				◎						○	○		総トリハロメタン	28
29	トリクロロ酢酸		○	○		○				◎						○	○		トリクロロ酢酸	29
30	ブロモジクロロメタン		○	○		○				◎						○	○		ブロモジクロロメタン	30
31	ブロモホルム		○	○		○				◎						○	○		ブロモホルム	31
32	ホルムアルデヒド		○	○		○				◎						○	○		ホルムアルデヒド	32
33	亜鉛	△		○	△					○			○			○	○		亜鉛	33
34	アルミニウム			○						○			○			○	○		アルミニウム	34
35	鉄	△		○	△					○			○			○	○		鉄	35
36	銅	△		○	△					○			○			○	○		銅	36
37	ナトリウム			○						○		○				○	○		ナトリウム	37
38	マンガン			○						○		○				○	○		マンガン	38
39	塩化物イオン	○		○	○			○								○	○	○	塩化物イオン	39
40	カルシウム，マグネシウム			○						○		○				○	○		カルシウム，マグネシウム	40
41	蒸発残留物	△		○	△					○		○				○	○		蒸発残留物	41
42	陰イオン界面活性剤			○						○		○				○	○		陰イオン界面活性剤	42
43	ジェオスミン			○					○						○	○	○		ジェオスミン	43
44	2－メチルイソボルネオール			○					○						○	○	○		2－メチルイソボルネオール	44
45	非イオン界面活性剤			○						○		○				○	○		非イオン界面活性剤	45
46	フェノール類			○			○			○		○				○	○		フェノール類	46
47	有機物（TOC）	○		○	○			○								○	○	○	有機物（TOC）	47
48	pH値	○		○	○			○								○	○	○	pH値	48
49	味	○		○	○			○								○	○	○	味	49
50	臭気	○		○	○			○								○	○	○	臭気	50
51	色度	○		○	○			○								○	○	○	色度	51
52	濁度	○		○	○			○								○	○	○	濁度	52
		16	12	52	16	12	7	9	2	41	1	14	6	8	2	52	52	9		

※1　△は、水質検査の結果が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えない。
※2　水道により供給される水の場合、39、47～52の項目は、3か月とすることができる
※3　◎は省略できない。
　　○は原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合で、過去3年間の検査の結果がすべて基準値の5分の1の場合は、1年、10分の1の場合は、3年とすることができる。
※4　過去の検査の結果等により、6か月、1年、3年に回数減とすることができる。
※5　水道により供給される水の場合で、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合は、省略できる。
※6　原水並びに水源及びその周辺の状況による
※7　原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況
※8　原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）
※9　原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、藻類の発生状況を含む。）